明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第七条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「第百八十条に規定する試験場」を「第二百十三条に規定する札幌試験場、下北試験場及び岐阜試験場」に改める。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令の一部改正）

第八条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「防衛省　防衛装備庁」を改める。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令の一部改正）

第九条　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律施行令（平成七年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項本文及び第七条中「防衛大臣」の下に「又は防衛装備庁長官」を加える。

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令の一部改正）

第十条　周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の関係行政機関を定める政令（平成十一年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

二十八　防衛装備庁

（防衛調達審議会令の一部改正）

第十一条　防衛調達審議会令（平成十二年政令第二百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「防衛大臣」を「防衛装備庁長官」に改める。

第七条中「防衛省経理装備局監査課」を「防衛装備庁長官官房監察監査・評価官」に改める。

（防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令の一部改正）

第十二条　防衛省と民間企業との間の人事交流に関する政令（平成十二年政令第三百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ロ中「防衛省」を「国の機関（防衛省本省及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）」に改める。

第四条第一号チ中「防衛省」を「職員として在職し、又は在職していた国の機関」に改め、同条第二号及び第三号中「防衛省」を「交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関」に改め、同条第五号中「防衛省」を「交流派遣をしようとする国の機関」に改める。

第九条第一号中「防衛省」を「交流派遣職員がその交流派遣前に職員として在職していた国の機関（以下この条において「派遣前の機関」という。）」に改め、同条第二号及び第三号中「防衛省」を「派遣前の機関」に改める。

第十四条第一号チ中「防衛省」を「交流採用予定機関（交流採用をすることを予定している国の機関をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二号、第三号及び第五号中「防衛省」を「交流採用予定機関」に改める。

（防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令の一部改正）

第十三条　防衛省と民間企業との間の交流基準を定める政令（平成十二年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、防衛省」を「、国の機関（防衛省本省及び防衛装備庁をいう。以下同じ。）」に、「おいて防衛省」を「おいて当該国の機関」に改め、同条第二項中「防衛省」を「交流派遣元機関（当該交流派遣職員が国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下この項及び第十条第二号において「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第七条第一項の規定による交流派遣の際に在職していた国の機関をいう。）」に改め、同条第三項中「防衛省と」を「国の機関と」に、「防衛省に」を「当該国の機関に」に改める。

第五条第一項中「防衛省」を「職員として在職し、又は在職していた国の機関」に改め、同条第二項中「防衛省との」を「国の機関との」に、「防衛省に」を「当該国の機関に」に改める。

第八条第一項中「防衛省に」を「国の機関（交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関に限る。）に」に、「防衛省から」を「当該国の機関から」に改め、同条第二項中「防衛省に」を「国の機関（交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣職員が職員として在職していた国の機関に限る。）に」に、「防衛省から」を「当該国の機関から」に改める。

第十条第二号中「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」を「法」に改め、同条第三号イ中「防衛省」を「交流採用機関（交流採用職員であった者が在職していた国の機関をいう。以下この号において同じ。）」に改め、同号ロからニまでの規定中「防衛省」を「交流採用機関」に改める。

（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三十一　防衛装備庁

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令の一部改正）

第十五条　武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「防衛省」を「防衛省本省」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表の四の項を次のように改める。

四	一　防衛装備庁航空装備研究所 二　防衛装備庁陸上装備研究所 三　防衛装備庁艦艇装備研究所 四　防衛装備庁電子装備研究所 五　防衛装備庁先進技術推進センター 六　防衛装備庁札幌試験場 七　防衛装備庁下北試験場 八　防衛装備庁岐阜試験場

（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部改正）

第十七条　新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

三十　防衛装備庁

（幹部職員の任用等に関する政令の一部改正）

第十八条　幹部職員の任用等に関する政令（平成二十六年政令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改める。